

「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）」
構成比較表（現行との比較）

※ 赤字部分は今回記載を追加した箇所

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（現行版）	青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）（平成28年3月1日版）	附帯決議、国会における答弁
<p>青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針</p> <p>第一 趣旨 (略)</p> <p>第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置 一 労働関係法令等の遵守 (略)</p>	<p>青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針</p> <p>第一 趣旨 (略)</p> <p>第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置 一 労働関係法令等の遵守 (略)</p> <p>二 青少年雇用情報の提供 マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場における就労実態に係る情報の提供が重要であることに鑑み、事業主等は、法第13条及び第14条に規定する青少年雇用情報の提供に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。</p> <p>(一) 青少年雇用情報について、ホームページ等での公表、会社説明会での提供、求人票への記載等により、全ての項目を情報提供することが望ましいこと。</p> <p>(二) 学校卒業見込者等（法第11条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）が具体的な項目についての情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、学校卒業見込者等が求めた項目を提供することが望ましいこと。</p> <p>(三) 情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して、求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>(四) 情報提供の求めに備え、予め提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。</p>	<p>参・厚生労働委員会附帯決議（平成27年4月16日）</p> <p>一、 青少年の募集等を行う事業主に対して積極的な職場情報の提供を促すとともに、職場情報の提供を求めた応募者等に対する事業主による不利益な取扱いを防止するため、事業主に対する指導を徹底すること。また、職業紹介事業者に対しても、求人事業主に職場情報の提供を積極的に求めるよう促すこと。さらに、国及び地方公共団体についても、青少年雇用の主要な担い手であることに鑑み、職場情報の積極的な提供が行われるようにすること。</p> <p>二、 事業主に対する職場情報の提供の義務付けについては、情報の提供を求めることができる応募者等の範囲及び情報の提供を求める方法について、青少年の適職の選択に資するとの本法の趣旨が十分に担保されるものとする。また、<u>応募者等が具体的な項目についての情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、応募者等が求めた情報を提供するよう事業主に促すこと。</u></p> <p>➤ 平成27年4月16日参・厚生労働委員会 <u>法律に基づく事業主等が講ずべき指針に、求めがなくてもホームページ等での積極的な情報提供が適当であること、また応募する若者たちのニーズに応じた項目の情報提供が望ましいこと、職場情報の提供を求めた応募者等に対し不利益な取扱いをしないこと、職業紹介事業者、情報提供事業者は積極的な情報提供を促す取組を行うこと等を盛り込んで、ハローワークを通じて企業に働きかけを行うことなどを検討していく必要があると考えております。</u>（山本香苗厚生労働副大臣）</p> <p>➤ 平成27年4月16日参・厚生労働委員会 提供期間を一律に定めるということはなかなか難しい面があるかと思っておりますけれども、法の趣旨に鑑みまして、<u>応募者等から求めがあった場合等について、速やかに情報提供を行うようにしっか</u></p>

<p>二 意欲・能力に応じた就職機会の提供等 (略)</p> <p>第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置</p> <p>一 雇用管理の改善に係る措置 (略)</p> <p>二 職業能力の開発及び向上に係る措置 (略)</p> <p>第四 職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置 (略)</p> <p>一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進 (略)</p> <p>二 中途退学者及び未就職卒業者への対応 (略)</p> <p>三 募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営 (略)</p>	<p>三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等 (略)</p> <p>第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置</p> <p>一 雇用管理の改善に係る措置 (略)</p> <p>二 職業能力の開発及び向上に係る措置 (略)</p> <p>第四 職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置 (略)</p> <p>一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進 (略)</p> <p>二 中途退学者及び未就職卒業者への対応 (略)</p> <p>三 募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営 (略)</p> <p>四 青少年雇用情報の提供</p> <p>(ハ) 職業安定法第 33 条の 2 第 1 項の規定により無料職業紹介事業の届出を行った学校等を含め、職業紹介事業者は、学校卒業見込者等求人（法第 11 条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以下同じ。）の申込みを受理する際に、法第 14 条の規定に基づき、青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供しよう働きかけ、学校卒業見込者等に対する職業紹介に活用することが望ましいこと。また、就職支援サイトを運営する場合は、可能な限り全ての項目について掲載されるように取り組むこと。</p> <p>求人者の申込みの段階で青少年雇用情報の提供がなされていない場合であっても、学校卒業見込者等から職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、法第 14 条の規定に基づき、職業紹介事業者から求人者に対して情報提供を求めることが望ましいこと。なお、この場合は、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。</p> <p>(ニ) 募集情報提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募集を行う企業の青少年雇用情報が可能な限り全ての項目について掲載されるように取り組むこと。</p>	<p>り周知徹底をしてまいりたいと思います。(坂口派遣・有期労働対策部長)</p> <p>参・厚生労働委員会附帯決議（平成27年4月16日）</p> <p>一、青少年の募集等を行う事業主に対して積極的な職場情報の提供を促すとともに、職場情報の提供を求めた応募者等に対する事業主による不利益な取扱いを防止するため、事業主に対する指導を徹底すること。また、<u>職業紹介事業者に対しても、求人事業主に職場情報の提供を積極的に求めるよう促すこと。</u>さらに、国及び地方公共団体についても、青少年雇用の主要な担い手であることに鑑み、職場情報の積極的な提供が行われるようにすること。</p> <p>参・厚生労働委員会 平成27年4月16日 <u>ハローワークとか職業紹介事業者が求人を受け付けて、その間に立ってハローワーク等から情報提供の求めを行うというケースにつきましては、学生からの問い合わせを受けて求めを行うということも考えられるわけですが、その場合には学生を特定するという点については想定していない</u>という点でございます。(坂口派遣・有期労働対策部長)</p> <p>参・厚生労働委員会附帯決議（平成27年4月16日）</p> <p>三、労働者の募集に関する情報を提供する事業者は、青少年の適職の選択に資するよう事業を運営すべきことに鑑み、労働者の募集に関する情報を提供する事業者に対し、<u>募集を行う事業主に職場情報の積極的な提供を求めること、</u>青少年に提供する情報の内容及</p>
---	--	--

<p>四 職業能力の開発及び向上に係る措置 (略)</p> <p>五 職業生活における自立促進のための措置 (略)</p> <p>六 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介 (略)</p> <p>七 その他の各関係者が講ずべき措置 一から六までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。</p>	<p>五 労働関係法令違反の求人者への対応 学校卒業見込者等の適職選択の観点から、職業紹介事業者においても、法第 11 条に規定する公共職業安定所における求人不受理に準じた取組を進めるため、職業安定法第 5 条の 5 に規定する求人申込みの全件受理の原則及び求職者の就業機会の確保に留意しつつ、法第 11 条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、職業安定法第 32 条の 12 第 1 項 (同法第 33 条第 4 項において準用する場合を含む。) 又は同法第 33 条の 2 第 5 項に規定する職業紹介事業の取扱職種^①の範囲等の届出を行うことが望ましいこと。</p> <p>六 職業能力の開発及び向上に係る措置 (略)</p> <p>七 職業生活における自立促進のための措置 (略)</p> <p>八 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介 (略)</p> <p>九 その他の各関係者が講ずべき措置 一から八までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しながら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。</p>	<p>び量が適当なものとなるよう配慮すること、青少年からの相談及び苦情に適切に対応すること等を積極的に周知し、指導すること。</p> <p>参・厚生労働委員会附帯決議 (平成27年 4 月 16 日)</p> <p>四、一定の労働関係法令違反の求人者に対する公共職業安定所 (ハローワーク) における求人不受理については、学校卒業見込者等求人に限定されることから、法の施行状況を踏まえ、不受理とする求人者の範囲及び不受理の対象となる求人の範囲の拡大を検討すること。また、<u>職業紹介事業者については、ハローワークに準じた取扱いを行うことが望ましいこと及びそのための具体的方法を青少年の雇用の促進等に関する法律第七条の指針 (大臣指針) に明記するとともに、その周知徹底を図ること。</u></p>
---	---	---